

全建事発第 105 号  
令和 2 年 10 月 14 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公印省略〕

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」における  
パンフレットの更新について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、国土交通省では、建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けるため  
建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設置していますが、この度、  
建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改  
正する法律（令和元年法律第三十号）が令和 2 年 10 月 1 日から一部施行された  
ことに伴うパンフレット更新（著しく短い工期の禁止を追加）の周知依頼が  
ありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員  
企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp